

錦江町監査公表1号

地方自治法第199条第7項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年2月26日

補助団体等に関する監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、錦江町監査基準に準拠して補助金交付団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の実施期間 令和6年1月22日（月）～23日（火）の2日間
- 3 監査の実施場所 本庁3階議員控室
- 4 監査を行なった委員 中村 貢、厚ヶ瀬 博文
- 5 監査対象団体名（事業名）及び所管課
 - (1) 地域づくり事業補助金（先駆的含む）・宿利原地区公民館（政策企画課）
 - (2) 地域づくり事業補助金・川原地区公民館（政策企画課）
 - (3) 認定農業者育成事業補助金（産業振興課）
 - (4) 錦江町たばこ耕作振興会運営費補助事業（産業振興課）
 - (5) 錦江町さつまいも振興会運営費補助事業（産業振興課）
 - (6) 錦江町母子寡婦福祉会運営費補助（介護福祉課）
 - (7) 錦江町身体障害者連絡協議会運営費補助（介護福祉課）
 - (8) 錦江町文化協会運営費補助（教育課）
- 6 監査の着眼点
 - (1) 補助金等を交付する所管課
 - ア. 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財産援助の決定は目的に沿ったものであり、また公益上の必要性は十分か。
 - イ. 補助金交付要綱は整備されているか。
 - ウ. 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
 - エ. 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - オ. 補助金等交付団体への指導監査は適切に行われているか。
 - カ. 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
 - (2) 財政援助団体等
 - ア. 事業計画書、予算書及び決算諸表等と、所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書と符合するか。
 - イ. 補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

- ウ. 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ. 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ. 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。

(3) 事業を実施する所管課

- ア. 事業は、計画及び予算に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- イ. 事業効果として、今後の展開や改善が伺える結果となっているか。
- ウ. 今年度（事業実施の翌年度）、その効果がどのように表れているか。
- エ. 今後の事業展開をどのように考えているのか。
- オ. 関係書類は整理されているか。

7 監査の実施内容

所管課においては補助金等の交付に係る関係書類を、財政援助団体においては、事業内容が分かる書類（総会資料、事業計画書、見積書など）及び収支決算書、通帳、領収書を、支援事業実施課においては、事業計画書及び実績書、事業効果説明資料をもとに、各課、団体等から事業概要、目的、補助金交付要綱の設置状況、事業実績、収支決算書等について説明を受け、交付申請書等の関係書類、出納簿、通帳、領収書等の確認を行ない、担当者及び関係者の意見を聴取した。

8 監査結果と意見

今回監査を実施した各団体等については、一部の団体において不明瞭な会計処理が認められた。

各財政援助団体等について、次のとおり意見を付す。

(1) 地域づくり事業補助金（先駆的含む）（宿利原地区公民館）

先駆的取組のための補助金により実証実験として行った「雑貨商店やまなみ学校」。その中で、企画運営したとして実績に記載のある事業について、決算書にその経費等の記載はなく、その理由を問うと実施主体が違うとの回答であった。

また、この事業の収入は補助金以外にはなく、その取組も令和5年3月で終了しているにも関わらず、備品を購入しており、このような補助金のみの実証実験で備品を購入するのはいかがなものかと考える。そして、事業終了後の備品の管理についても放置されており、ずさんと言わざるを得ない。公金を用いて運営にあたる以上、疑念を持たれることがないよう、自覚を持って取り組んでいただきたい。

通常事業については、補助金関連の事務処理等よくなされていたが、会計処理について、だれが見てもわかりやすい帳簿となるよう工夫されたい。

(2) 地域づくり事業補助金（川原地区公民館）

本事業については、申請書の受理から補助金の交付までの手続きについては交付要綱に基づき適正に処理されていた。

また、預金通帳や帳簿等もよく整理されており指摘する事項はなかった。

(3) 認定農業者育成事業補助金

令和4年度決算書によると、補助額を大きく上回る繰越金が生じているが、これは決算額に関わらず慣例的に補助金を支出してきたことが要因の一つである。

コロナウイルス感染症等を鑑み、計画どおりの活動ができないことも影響しているが、今後、その活動内容及び決算に応じた補助額の決定をしていただきたい。

(4) 錦江町たばこ耕作振興会運営費補助事業

会費の決算額が会員数と齟齬があるため、確認した結果、会員以外からも徴収していた。

歳出の決算額についても当振興会を通して会員へ分配したものを除くと、その金額は、会費、JAきもつき補助金、町補助金の合計額を大きく下回っていたが、例年と同額を慣例的に交付していた。

また、この補助金の目的に親床経費も含んでいるとのことであったが、育苗経費としての支出はなく、今後支出していくよう指導されたい。

補助金の交付額についても、その年の実績を踏まえた金額を交付されるよう見直されたい。

(5) 錦江町さつまいも振興会運営費補助事業

町からの補助額を上回る金額を繰越しているが、例年どおりの額を慣例的に交付している。

出納関係帳簿等を確認すると通帳と帳簿の記載に齟齬があり、誤って引き出してしまった金額を最後に戻して調整している。また、本振興会をとおして会員へ分配すべき補助金を記載しておらずその管理はずさんと言わざるを得ない。

今後、補助額の決定については、実績報告に応じた補助金の算定を行い、また、適正な会計処理がおこなわれるよう指導し、状況の改善が図られるよう指摘するものである。

(6) 錦江町母子寡婦福祉会運営費補助

新規会員を募るも新規加入者はなく、会員の高齢化が著しく活動できる会員も限られており、会費については令和4年度で完納されず、未納3名のうち2名は令和5年度で納めており、残る1名は現在も未納となっている。

会費の徴収や関係会議等の出席など一部の会員に負担を強いているので、新規会員加入に尽力されたい。

また、補助金を上回る額を繰越しているため、その年の決算に応じて適した金額を交付されたい。

(7) 錦江町身体障害者連絡協議会運営費補助

会費の収入済額と予算額との差について確認すると、その徴収率が47%程度と徴収努力が乏しく、この状態で補助金申請をする姿勢はいかかなものかと考える。

グラウンドゴルフ大会参加のため監督会に出席しているが、経過報告に記載もなく決算内容と一致しない。令和5年度の行事予定表には総会の記載がなく、毎年度協議会として総会を開催しているのであれば明記していただきたい。

また、補助額を予定額の二分の一を交付しているものの補助額を上回る額を次年度へ繰り越しているため、その年の活動及び決算に応じた補助金を交付されたい。

(8) 錦江町文化協会運営費補助

補助金申請等の事務処理及び協会の会計処理共によく整理されており指摘する事項はなかったが、補助金を上回る繰越金を残しているものの例年どおり補助金を

交付している。これを令和5年度で補助額を減額して対応しているようであるが、その年の実績報告により適正な補助額を算定して交付されたい。

9 結び

運営費補助を受ける団体については、補助金以前に全会員から会費を確実に徴収していただいたうえで補助金申請していただき、運営費補助以外の補助金についてもその収支を確実に収支決算に反映させていただいて、だれが見ても納得できる適切な予算執行、帳簿等の管理に努めていただきたい。また、補助金の交付に当たっては、例年どおりの慣例的な交付をせず、その団体の実績報告を踏まえ、活動内容や収支決算に基づいた補助金の額や補助率での補助金交付をするよう検討されたい。併せて、補助金交付要綱第3条の規定に基づき、3年ごとに事業内容や効果等について見直しを適宜行っていただきたい。